

商工会ニュースしわ 9月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和4年9月16日発行
◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

PayPay事業者向け説明会について

紫波町では令和4年11月1日～12月31日の期間で、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を活用して、決済金額の最大30%をポイント付与するキャンペーンを行い、消費喚起を促進します。

つきましては、この機会に新たにPayPay導入を検討している事業者向けに下記日程により説明会を行います。参加希望の方は同封の参加申込書にて商工会にまでお申し込みください。

記

- ・ 日 程 ①令和4年10月5日(水) ②令和4年10月27日(木)
※各日・10時～・14時～・17時～ の3回開催
(1時間程度、内容は同じものです)
- ・ 会 場 紫波町商工会館3階

「行政書士 暮らしと事業の無料相談会」について

この度、岩手県行政書士会では「暮らしや事業」についてのお悩みや心配ごと等の解消のため、下記の通り個別の無料相談会を実施いたします。申込先は商工会ではございませんので、ご注意ください。この機会にぜひ、ご参加をご検討ください。

記

1. 日 時 …… 令和4年10月17日(月) 13:30～16:30
2. 会 場 …… 紫波町商工会館 2階研修室
3. 相談内容 …… ①建設業、産廃業、運送業など官公署への許認可手続きに関すること
②農地転用ほか農地法の各種手続きに関すること
③相続、遺言、契約書、内容証明等に関すること
④法人設立に関すること
⑤自動車登録、車庫証明などの手続きに関すること
⑥その他、身近な行政手続きに関するお悩み、疑問等の相談に応じます
4. 申 込 先 …… 岩手県行政書士会紫波支部
(問合せ先) 電話 019-672-4734 (岩手県行政書士会 菊池敏江事務所内)
5. そ の 他 …… 相談員は岩手県行政書士会紫波支部会員が個別に担当いたします。
事前にご予約いただければ専門の会員が対応いたします。
新型コロナウイルスの感染状況により予告なしに中止になる場合がございます。

紫波町 産業まつり開催について

今年は3年ぶりに下記の通り紫波町産業まつりを開催いたします。紫波町内の秋の味覚が揃う農産物コーナーや、IBC ラジオの生放送、ステージアトラクションなど、楽しいイベントが盛りだくさんです。

商工会では青年部、女性部、工業部会も出店する予定です。ご来場の際は新型コロナウイルス感染症予防にご協力をお願いします。

【日時】 令和4年10月22日（土） 10:00～17:00

令和4年10月23日（日） 9:00～16:00

【会場】 サン・ビレッジ紫波（紫波町多目的スポーツ施設）

紫波町中小企業者原油価格・物価高騰対策支援給付金について

商工会では、コロナ禍により経済活動が低迷する中、原油価格や物価高騰が重なり事業者への負担が大きく生じていることから町内中小企業を対象とし、給付金を支給します。申請締切は10月31日のため、対象となる事業者で、まだ申請されていない場合はお早めに商工会まで申請してください。

・申請対象者

町内に事業所を有する中小企業者で

・飲食業 ・宿泊業 ・サービス業 ・卸、小売業 ・製造業 ・建設業 ・運輸業（路線バス、タクシー事業者は除く）等が対象業種となります。

・給付額

法人：10万円 個人事業主：3万円 ※運輸事業者：上記に加えて10万円

・必要書類

① 様式1 申請書兼請求書

② 別紙1 誓約書

③ 直近の確定申告書の写し

（法人）直近の法人税確定申告書別表1の写し

（個人）直近の所得税確定申告書第一表の写し

※税務署の收受印のあるもの、もしくはe-Tax 受信通知を添付

④振込先口座の通帳の写し（通帳表面及び見開きページ）

⑤運輸業であることを証明できる許可書や届出書等の書類の写し（※運輸業のみ）

・受付期間

令和4年9月1日（木）～10月31日（月）※必着

・申請、問合せ先

紫波町商工会 TEL 019-672-2244（平日9時～17時）

紫波あづまねトレイルへの協賛協力について

令和4年10月30日（日）に「紫波あづまねトレイル 2022」（実行委員長 西城 克俊）が開催されます。「スポーツを通し、紫波町が、そして岩手県が元気に」をミッションに紫波町、そして東根山やその周辺エリアの認知度の向上、町民、県民の健康増進を目的としています。

開催にあたっては地域住民や企業のご協力が必要なことから、実行委員会では協賛金・協賛品を募っています。同封の協賛依頼文書をご覧ください、趣旨にご賛同いただいた方は協賛をお願いできればと思います。

※詳細は同封の協賛依頼文書、大会概要をご参照ください。